

## 【大和田町会 会則】

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、大和田町会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大和田町4丁目4番5号 大和田町会館に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、大和田町1～5丁目とする。

(目的及び事業)

第4条 本会は、町会員相互の親睦を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進していくことを目的とした次の事業を行う。

- (1) 町会員相互の親睦に関すること
- (2) 町会員相互の連絡と広報に関すること
- (3) 福利、厚生に関すること
- (4) 防犯、防災に関すること
- (5) 交通安全に関すること
- (6) 区域内の清掃・美化など環境整備に関すること
- (7) 文化、体育、レクリエーションに関すること
- (8) 町会会館その他の資産の維持管理、運営に関すること
- (9) その他目的達成に必要なこと

### 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する世帯、事業者及びこれに準ずる者とする。

(入会及び退会)

第6条 本会へ入会及び退会しようとする者は、町会加入届、又は町会退会届を町会長に届出するものとする。

(会費)

第7条 本会の会員は、第4条の目的を達成するための町会費を納入しなければならない。

2. 会費、納入方法及び退会返戻金については、別に定める細則による。

### 第3章 役 員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 町会長         | 1名   |
| (2) 副町会長        | 若干名  |
| (3) 会計          | 2名   |
| (4) 会計監査        | 2名   |
| (5) 部会部長        | 各部1名 |
| (6) ブロック長 各ブロック | 1名   |
| (7) 組長          | 各組1名 |

2. 特別役員として、顧問・相談役及び参与を置くことが出来る。

3. 理事会の承認を得て、副町会長の中から町会長代行を置くことができる。

4. 次の役職者を、本会の理事とする。

・相談役・町会長・副町会長・会計・ブロック長・部会部長・承認団体代表・町会長が指名する者

(役員の選任)

第9条 役員は、次の方法により選任する。

(1) 町会長、副町会長、会計、(以下三役という)の選任は、「選考委員会」を設置して選考し、理事会の議決と総会の承認を得て選任する。「選考委員会」については、別に定める細則による。

- (2) 会計監査の選任は、三役会がその任に当たる。
- (3) 部会部長は、各部で選出する。
- (4) ブロック長は、各ブロックで選出する。
- (5) 組長は、各組が輪番制で選出する。ただし、高齢及び心身障害等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(役員の職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 町会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副町会長は、町会長を補佐し、町会長不在時には、その職務を代行する。  
また、部会及び関連機関を分担し、部長及び代表者と連絡調整の上、事業等を運営執行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (4) 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 部会部長は、各部会を代表し、担当副町会長と連絡調整のうえ、本会の目的達成のための事業を運営執行する。
- (6) ブロック長は、各ブロックを代表し、会務及び事業運営を円滑に遂行するために、担当ブロック内の組長を掌握し、連絡調整にあたる。
- (7) 組長は、各組を代表し、会務及び事業運営を円滑に遂行するために、担当町会員との連絡調整にあたる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の任期は2年とするが、退任する場合は、その後の1年は後任の指導にあたる事とする。再任は妨げないものとする。但し、組長は1年とする。
- (2) 町会長の任期は、前項に関わらず3期6年を限度とする。

## 第4章 組織

(組及びブロック)

第12条 本会の運営を円滑に行うため、組及びブロックを置く。

- 2. 組及びブロックの編成は、理事会で議決し、総会で承認を得るものとする。

(専門部会)

第13条 本会に、次の専門部会を置く。

- 2. 専門部会は、所管する専門の事項を企画し、実施する。
- 3. 専門部会は、各部会員で構成し、部長が必要と認めるとき、部長が召集する。
- 4. 新規事業及び既存事業の改廃の必要が生じた場合、理事会の議決を得て新たな専門部会を設けること及び専門部会の統廃合ができ、総会で承認を得るものとする。

(1) 総務部

会務及び総会、理事会、三役会、実行委員会、特別委員会の準備・運営・議事録の作成等の庶務的事項全般と他の部に属しない事項の担当

(2) 広報部

各種事業及び情報の提供と広報誌・記念誌、町会名簿の発行

(3) 文化厚生部

町会員相互の交流と親睦のための福利、厚生、文化、体育、レクリエーション活動等の企画及び事業の実施

(4) 防犯部

防犯防災活動並びに防犯意識の啓蒙活動の企画及び事業の実施

(5) 交通部

交通安全に対する指導及び危険箇所等の改善と周知活動等の企画と実施

(6) 環境衛生部

町内公園・道路等の町内美化活動及び環境問題等に関する企画と事業の実施

(7) 婦人部

町内婦人の親睦のための企画と実施及び各事業への支援活動の実施

(8) 子供育成会

子供たちへのより良い環境の付与と健全育成に関する企画と事業の実施

(大和田町自主防災会)

第14条 本会は、災害時へ対応するための「大和田町自主防災会」を組織する。

2. 「大和田町自主防災会」については、別に定める規定による。

(承認団体及び外郭団体)

第15条 本会の会務及び事業の一端を協働する団体を「承認団体」とし、本会が連合、連携及び協力関係にある関連機関を「外郭団体」とする。

## 第5章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、三役会、ブロック長会、実行委員会、特別委員会とする。

2. 総会、理事会及び三役会の議事については、議事録を作成しなければならない。

議事録については、別に定める細則による。

(総会)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、役員、特別役員、部会委員、承認団体及外郭団体の役員をもって構成する。

2. 定時総会は、町長が招集し、年1回年度初めに開催する。

3. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 町長が必要と認めたとき。

(2) 役員の3分の1以上の署名による請求があったとき。

4. 総会の議長は、出席者の中から選出する。

5. 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数によって議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

6. 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 資産及び町会費に関する事項

(4) 役員の選任に関する事項

(5) 会則の変更に関する事項

(6) その他重要事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、町長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が召集する。

3. 理事会の議長は、町長がこれにあたる。

4. 理事会は、理事の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数によって議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5. 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会にて審議する案件に関する事項

(2) 総会の議決を要しない事業及び施策に関する事項

(3) 総会の議決を要しない運営及び会務の執行に関する事項

(三役会)

第19条 三役会は、町長、副町長、会計をもって構成する。

2. 本会の会務運営の円滑を期するため、定期的に開催するものとする。

3. 三役会の議長は、町長がこれに当たる。

4. 三役会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会にて審議する案件に関する事項

- (2) 総会及び理事会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会及び理事会の議決を要しない運営及び会務の執行に関する事項  
(ブロック長会)

第20条 ブロック長会は、ブロック長として意見の交換が必要な事項について討議し、三役会及び理事会に具申することができる。

(実行委員会)

第21条 本会が主催する行事の目的を達成するために、次の実行委員会を設置する。

その構成は、役員及び協力者とする。

- (1) 夏祭り実行委員会
- (2) 運動会実行委員会
- (3) その他必要に応じて設置する

(特別委員会)

第22条 会務及び施策、事業執行等の重要案件及び特例事項を審議する、次の特別委員会を設置する。

その構成は、当該委員会の目的に沿ったメンバーを三役会にて選出する。

- (1) 事業計画及び予算委員会
- (2) 事業報告及び決算委員会
- (3) その他必要に応じて設置する

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 町会費
- (2) 補助金及び寄付金
- (3) 事業活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、町会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及び予算は、町会長を委員長とする「事業計画及び予算委員会」にて策定し、定期総会の議決により定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、町会長を委員長とする「事業報告及び決算委員会」にて事業報告書、決算報告書を作成し、決算報告書は会計監査の監査を受け、定期総会の承認を受けなければならぬ。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 表彰と弔意

(表彰)

第28条 次に掲げる事項に該当する者を三役会の審議により表彰する。

- (1) 本会の会員及び同一世帯の家族で、功労または善行等があつた方。
- (2) 本会の会員及び同一世帯の家族で、米寿を迎えた方。
- (3) 本会の会員及び同一世帯の家族で、百歳を迎えた方。

2. 表彰方法については、別に定める細則による。

(弔意)

第29条 本会の会員及び同一世帯の家族の死亡に際しては、弔慰金を供する。

2. 町会に多くの貢献が認められる方には、三役会の審議により弔慰金と花輪または生花を供する。

## 第8章 会則の変更

### (会則の変更)

第30条 この会則の変更は、総会の承認を必要とする。

### (細則の変更)

第31条 細則（町会費を除く）の変更は、理事会の承認を必要とする。

## 第9章 付則

### (会館の管理運営)

第32条 本会が所有する大和田町会会館の管理と運営については、別に定める規定による。

### (ホームページの運用)

第33条 本会が発信している「大和田町会ホームページ」の管理と運用については、別に定める規定による。

### (個人保護法の取扱い)

第34条 本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、適正に運用するものとする

1. 本会則は、昭和40年5月8日に試行したものに基づきとした。
2. 昭和59年4月 一部改定
3. 平成4年4月 一部改定
5. 平成16年4月 一部改定
6. 平成21年4月 一部改定
7. 平成23年4月 一部改定
8. 平成25年4月 一部改定
9. 平成26年4月 一部改定
10. 平成27年4月 一部改定
11. 令和2年4月 一部改定